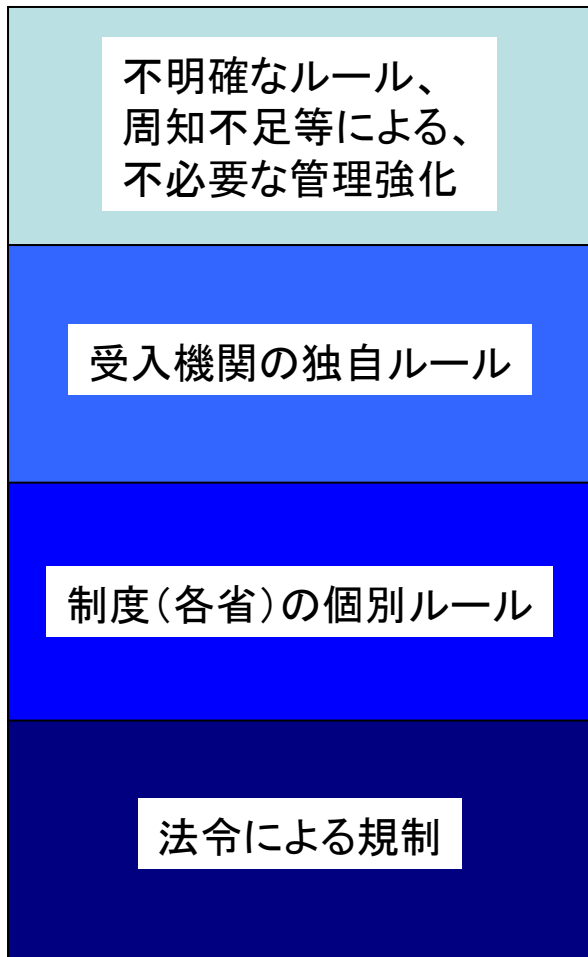


# 使用ルールを定めている制度の現状

## 使い勝手の壁

改訂がより困難



不明確なルール、  
周知不足等による、  
不必要な管理強化

配分側及び研究機関側の双方において  
・ルールがわかりにくい  
・周知が不十分  
・相談窓口がない  
ことなどを背景に、担当者が保守的に判断する傾向

受入機関の独自ルール

各研究機関における手続きの詳細、単価等

制度(各省)の個別ルール

各研究費の使用、管理、報告等に関するルール、手続き  
各制度の使用ルール、通知

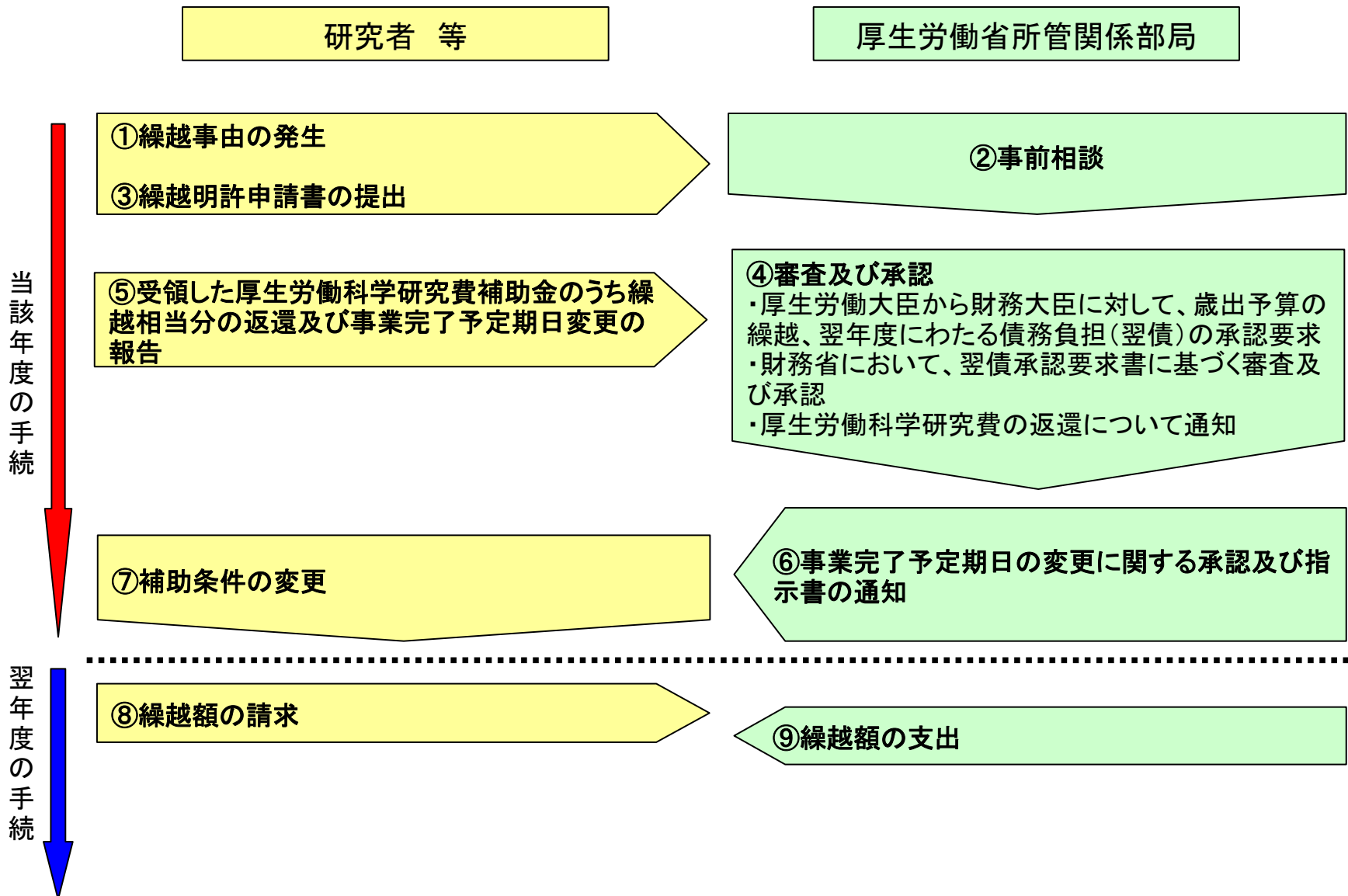
法令による規制

会計年度  
経費管理の基本的考え方  
・独立行政法人通則法  
・補助金等適正化法  
・財政法  
等

# 個別ルールの特例1

資料5(附属1)

## (「厚生労働科学研究費補助金」の繰越手続きの場合)



## 個別ルールの特例2

資料5(附属2)

### (「費目間流用」に関するルールが異なっている事例)

<p>【文部科学省】 科学研究費補助金</p>	<p>直接経費の総額の<b>50%未満</b>(直接経費の総額の50%の額が300万円以下の場合には300万円まで)を超えて変更しようとする場合には文部科学大臣の承認が必要</p>
<p>【厚生労働省】 厚生労働科学研究費補助金</p>	<p>直接経費または委託費の増減額が変更前の当該経費の額に<b>0.2を乗じた額を超える</b>場合には厚生労働大臣の承認が必要</p>
<p>【農林水産省】 新たな農林水産政策を推進する 実用技術開発事業</p>	<p>直接経費の総額の<b>30%を超える</b>場合には研究計画変更申請を要する (各費目から間接経費への流用は除く)</p>
<p>【経済産業省】 産業技術研究助成事業</p>	<p>直接経費の<b>20%を超える</b>流用は届出が必要</p>
<p>【国土交通省】 建設技術研究開発助成制度</p>	<p>各々の支出費目の額を<b>300万円</b>又は補助金の交付決定額の<b>30%</b>の額のいずれか高い額を超えて増減する場合は国土交通大臣の承認が必要</p>